

明 福 第 3 2 4 号

平成 2 8 年(2016 年)1 2 月 8 日

明石市監査委員 林 郁 朗 様
同 星 川 啓 明 様
同 松 井 久美子 様
同 楠 本 美 紀 様

明石市長 泉 房 穂

福祉部定期監査の結果に対する措置について（通知）

みだしのこと、福祉部定期監査の結果に対して、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法 1 9 9 条の 1 2 項の規定により通知いたします。

1. 監査の期間 平成 28 年 8 月 24 日から平成 28 年 11 月 9 日まで
2. 監査の範囲 平成 28 年 6 月末日現在における財務に関する事務
3. 監査結果の受理日 平成 28 年 11 月 9 日
4. 定期監査の措置内容

(監査の報告)

1 補助金について

福祉総務課においては、社会福祉法人明石市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が行う福祉コミュニティづくりや在宅福祉活動の増進、ボランティアの開拓と育成を目的とした活動に必要な人件費等を対象に補助金を交付している。

協議会から提出された交付申請書等の内容を審査し、補助金の交付の決定を行っているところであるが、申請内容が適正なものであると判断するための明確な基準が定められていなかった。

補助の目的や対象等を明確にするとともに、職員間の事務引継ぎを遺漏なく行うため、審査基準を整備し交付申請書等の内容を適切に審査されたい。

(講じた措置)

社会福祉法人明石市社会福祉協議会は、地域に根差した福祉活動を展開しています。地域福祉を推進するためのボランティア育成など、同協議会の役割が達成できるよう、同協議会に対し、人件費等の補助金を交付しておりますが、補助の目的及び対象について明確にし、基準を定めます。また、遺漏なく事務引継を行い、円滑に事務が遂行できるよう努めていきます。

(監査の報告)

2 財務事務の適正な執行について

福祉部においては、高齢者・障害者などへ各種給付金を支給するとともに、福祉に係る事業の一部を他団体への委託により実施している。

予算の執行に係る決裁の内容や契約の履行確認の状況などを調査したところ、支出の根拠となる法令等や積算内容を確認せず執行しているものや実績報告書の審査が適切に行われていないものなどが多数見受けられた。

これらの予算の執行に当たっては、多額の公金支出を伴うことから、支出の根拠法令等に対する理解を深め、審査を着実にを行うなど財務事務の適正な執行に努められたい。

(講じた措置)

予算執行に当たって、根拠法令や積算内容等しっかりと確認を行い、審査を適切に行うよういたしますとともに、実績報告の審査についても適切に行います。また、根拠法令等に対する理解を深め、財務事務を適正に執行していくようにいたします。